

## 理容所・美容所の施設基準

1 作業場（理容（美容）の作業を行う場所をいう。以下同じ。）は、居住室その他の作業に直接関係のない場所と隔壁等により完全に区分されていること。

※ 隣壁等とは、板戸、ガラス戸、壁もしくはこれに類するもので区分すること。

2 作業場の面積

(理容所)

作業場の面積は、理容用のいす一基までは $13\text{ m}^2$ 以上とし、いす一基を増やすごとに、 $13\text{ m}^2$ に $3.3\text{ m}^2$ を加えた面積以上とする。

(美容所)

作業場の面積は、セットいすおよびセット鏡3組ならびにドライヤー2台までは $13\text{ m}^2$ 以上とし、セットいすおよびセット鏡1組またはドライヤー1台を増やすごとに、 $13\text{ m}^2$ に $1.65\text{ m}^2$ を加えた面積以上とする。

3 作業場の広さに応じ、作業場と区分された適当な広さの待合場所を設けること。

※ 「客待ち」の構造は、清掃および消毒のしやすいこと。

※ 「客待ち」の位置は、理容または美容の施術に支障のない場所であること。

また業務上の危害等を防止するため、「客待ち」と「作業場」を区画（ついたて、カーテン、戸仕切り等）すること。

※ 「客待ち」の面積は、理容または美容の「いす」の数に応じた適当な面積（作業場面積の10分の1以上が良い）とすること。また、「客待ち」にテーブル、（煙具台等を置くときは、「客待ち」の面積に含むものであること。

4 作業場および待合場所の天井の高さは、床から $2.1\text{m}$ 以上とし、ほこりの落ちない構造にすること。

5 作業場内に器具等を納入する設備を設け、消毒した器具と消毒しない器具とを区別しておくこと。

6 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。（理容師法施行規則第25条および美容師法施行規則第25条）

※ 理容所または美容所のうち、主として待合室および通路として明確に区分されており、常に清潔が保持されると認められる場合は、コンクリート、タイル、リノリュームまたは板等不浸透性材料の上にカーペット等の敷物を使用することは、差し支えないものであること。

7 洗髪もしくは洗顔には、流水式の装置を用い、洗場には、不浸透性の材料を用いること。

8 作業場および待合場所の窓その他開口部は、ガラス張りで開閉自由なものとし、直接外気に接する面積が床面積の5分の1以上になるようすること。ただし、他に適当な装置がある場合または作業場および待合場所が地階にある場合であって、知事が適当と認めるときは、この限りでない。

※ 「直接外気に接する面積が床面積の 5 分の 1 以上」とは、窓その他の開口部の面積がその営業所の床面積に対する割合をいうものであり、この最小限度を 5 分の 1 としたものであること。

◎ 換気は所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を 5 cm<sup>3</sup>以下に保つこと。

◎ 作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。  
(理容師法施行規則第 26 条および美容師法施行規則第 26 条)

※ 換気設備の能力算定方法

建築基準法施行令第 20 条の 2 第 1 号を準用し、次の式で得られる有効換気量以上となる設備とすること。

$$V = 80 Af / N$$

V : 有効換気量 (m<sup>3</sup>/時間)

Af : 床面積 (m<sup>2</sup>)

換気上有効な窓等を有する場合は、その面積に 5 を乗じて得た面積を床面積から減じた面積

N : 実況に応じた 1 人当たりの占有面積 (10 を超えるときは 10)

9 タオル、手ぬぐい類および省令の規定による器具は、いすの数に応じ適當な数を常備すること。

◎ 規則→理容師法施行規則第 23 条、美容師法施行規則第 23 条

省令の規定による器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具をいう。

10 作業場内にふたのある毛髪箱、汚物箱を備えること。

11 作業場および汚水用溝は、1 月につき 1 回以上消毒すること。

12 外傷に対する応急用の薬品および衛生材料を常備すること。

※ ①薬 品 消毒用エタノール(局方)、過酸化水素水、火傷用薬品等

②衛生材料 脱脂綿、ばんそう膏、包帯、ガーゼ、ピンセット、綿棒、はさみ等

◎ 移動理・美容所

1 移動理・美容所の定義

移動理・美容所とは、不特定または多数の者に反復継続して理・美容行為を行う自動車による移動可能な施設をいう。ただし、出張営業のみを行う場合は該当しない。

## 2 施設基準等

理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）および理・美容師法施行条例に規定する構造設備を具備するほか、次の事項に留意すること。

- ①運転席は床面積に含めないこととし、作業場とは区画すること。
- ②施設には、必要十分な容量の給水槽および同容量以上の排水槽を備えること。

## 3 開設届等

- ①開設届等は移動理・美容所を管理する事務所を管轄する保健所長に提出すること。ただし、届出者の住所地が他都道府県にある場合は、主たる営業地を管轄する保健所長に提出すること。
- ②開設届および確認済の証の所在地欄には、移動理・美容所の営業区域および移動理・美容所の属する主たる固定施設の理・美容所またはこれに代わる当該移動施設を管理する事務所を記載すること。
- ③理・美容師法施行規則および理・美容師法施行細則に規定するもののほか、自動車検査証の写しを添付すること。

## 4 その他事項

- ①県内の1保健所で確認した移動施設の営業の可能な範囲は、県内一円とすること。
- ②検査確認済の証の名称欄には「車種、排気量、車両番号（ナンバープレート）」を付記すること。
- ③確認した場合は、関係書類の写しを添付の上、速やかに当部衛生指導室長あて通知すること。
- ④道路上で営業する場合は、所轄警察署長の道路使用許可を得ること。
- ⑤他人の所有する土地内で営業する場合は、土地所有者等の承諾を得ること。
- ⑥所在地等における給・排水が衛生上支障なく行われること。
- ⑦施設の振動等により客に傷等を負わせることのないよう、作業中の安全性を十分確保するよう指導すること。
- ⑧車検毎に構造設備等の確認を受けること。